

令和5年度第2回安来市総合教育会議次第

開催日：令和5年11月24日（金）
15時30分～
会 場：安来庁舎301会議室

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 安来市教育大綱の一部改定について（資料 1）

(2) 安来市立小中学校適正配置基本計画について

3 その他

安来市総合教育会議名簿

氏名	選出区分等	備考
田中 武夫	市長	議長
秦 誠司	教育委員会(教育長)	
加藤 隆志	教育委員会(委員)	
寺田 禎	教育委員会(委員)	
平野 千恵	教育委員会(委員)	
青砥 洋	教育委員会(委員)	

総合教育会議説明資料

安来市教育大綱の一部改定について

総務部総務課

令和2年3月に制定した第2期安来市教育大綱について、小中学校適正配置の議論を進める中で、一部の文言を基本計画にも即したものに変更したい。

○安来市教育大綱 4・5ページ

「方針1 学校教育の充実」中のいずれも「主な取組み」

1. 「情報活用教育」を「ICT活用教育」に改める。

【理由】

「ICT」という用語もある程度浸透していると判断したため。

2. 「ICT環境の整備」を「ICT環境の充実」に改める。

【理由】

改定時の令和2年は、国のギガスクール構想により、安来市の児童生徒が使う一人一台端末の整備を始めた段階で、機器の配置や設定を行い、実際に学校で使い始める、という段階であったが、その後整備が整い、現在は、ハードとソフトの両面から環境の充実に努めている段階であるため。

(ICT＝情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology：情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。)

方針1 学校教育の充実

基本目標① 確かな学力を育てる教育の推進

新しい時代に必要となる資質・能力を育てるため、「知識・技能」の習得、「学ぶ意欲」の涵養、「思考力・判断力・表現力」の育成を図ります。さらに、子ども自らが主体的・対話的に深く学ぶ授業や細やかな指導を通して、個々の能力を引き出し伸ばすとともに、自分で課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に問題を解決する資質や能力を育みます。

【変更】

ICT活用教育

情報活用教育

【主な取組み】

○学力の向上 ○外国語教育 ○**情報活用教育** ○特別支援教育

基本目標② 豊かな心を育てる教育の推進

豊かな心は、人を思いやる心や自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にすることなどです。心の教育を推進し、感性や道徳心、人権感覚や態度を育て、自他を尊重し、地域社会でともに生きる人間性や社会性を育みます。

【主な取組み】

○ふるまいの向上 ○人権教育（後掲） ○道徳教育 ○いじめの未然防止

基本目標③ 健康な心身を育てる教育の推進

心身の健康は、生涯にわたって輝いて暮らす活力の基となります。生活習慣や食育に関する指導や体力・運動能力を高める指導、自らの生命を守るための安全教育を通して、心身の健康の保持増進を図るとともに、たくましい体を育みます。

【主な取組み】

○体力づくり ○食育 ○生活習慣づくり ○安全教育



基本目標④ ふるさと教育の推進

ふるさとと安来の豊かな自然、ひと、もの、ことを通じた教育を推進し、ふるさとに携わり豊かに生きる人々と関わることを通じて、ふるさとに愛着を持ち、貢献しようとする心や態度を育むとともに、広い視野と国際的な感覚をもった子どもを育みます。

【主な取組み】

○ふるさと教育（後掲） ○キャリア教育 ○環境教育

基本目標⑤ 学びを支える教育環境の充実

子どもたちが安心して学べるよう経済的支援の充実や、特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るとともに、一人ひとりの社会的な自立に向けた能力や態度を育てるため、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校間の連携体制づくり、『社会に開かれた教育課程』の実現に向けて学校・家庭・地域の連携協力体制の整備等、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進します。

また、子どもたちが安全で安心して学校生活を送り、自らの力を発揮できるよう快適な教育環境の充実のため、施設・設備等の整備を進めます。

子どもたちが充実した学校生活を送るために、教員の指導力の向上を図るとともに、ゆとりを持って子どもたちと向き合えるよう、学校運営の改善を進めます。

【主な取組み】

○就学援助費の充実 ○インクルーシブ教育システムの構築
○幼保小中の連携推進 ○学校・家庭・地域の連携協力体制の整備
○学校施設の維持管理 ○**ICT環境の整備** ○学校の業務改善

ICT環境の充実

【変更⁵】

安来市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、安来市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項について協議及び当該協議のための事務調整を行うものとする。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会で組織する。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対して協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、市長をもって充てる。

(関係者の出席)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は識見を有する者の出席を求めて当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

- 2 会議に関する教育委員会事務局内での調整は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか総合教育会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。